3 掛金

1 仕組み

共済契約を締結した共済契約者(法人)は、契約締結日の属する月から、共済契約の効力 がなくなった日の属する月まで、職員分と法人分をとりまとめ、<u>毎月</u>所定の掛金を県社協に 納入します。 cf.Q34

≪所定の掛金≫	「所定の掛金≫											
区分	掛金額	職員分										
	(月額)	(福利厚生)	(退職手当金)	(福利厚生)								
共済法適用職員	基準給与額の 6/1000	1/1000	4/1000	1/1000								
共済法適用外職員	基準給与額の 2/1000	1/1000		1/1000								
※ 基準給与額は、本俸月額を基に、「掛金基準給与額表」又は「共済掛金表」にて確												
認してください。												
例)本俸月額:253,000円 → 基準給与額 254,000円(252,000円~255,999円)												
※ 平成 25 年度から福利厚生分は 3/1000 ずつから 1/1000 ずつになっています。												

● 掛金の未納、滞納がありますと、給付金の給付を行わない場合や共済契約を解除する場合がありますので、くれぐれもご注意ください(共済契約上は、<u>6か月を超えての滞納は共済契約の解除事由に該当</u>します)。

● 掛金額は、被共済職員ごとに決められ、毎年度4月1日現在で作成する「掛金台帳」で 適切に管理してください。掛金台帳は、登録施設ごとに作成されます。



2 掛金の納入について

掛金は、**毎月**、当月分の掛金を<u>当月末日まで</u>に納めてください。但し、給与の支払いが当 月末日締めの翌月払いとなっているなどの理由がある場合は、翌月末日までの納入で構いま せん。

● 振込みには、専用の振込用紙を使用し(群馬銀行で手続きすれば、振込手数料不要)、
 その際、「振込依頼書」の「ご依頼人」欄中、依頼人名を書く欄にある点線の枠の中に、

- 必ず「契約者番号」をご記入ください。
 - ※ 掛金の収納管理は、契約者番号にて行っています。可能な限り専用の払込用紙を使 用し、契約者番号の記入にご理解とご協力をお願いします。

また、依頼人名のフリガナには、認められた略称をご使用ください。

例)<u>社会福祉法人</u> 共済会 → <u>フク)</u>キヨウサイカイ

※ 掛金台帳は施設ごとに作成されますが、納入は「法人単位」、「施設単位」のいず れの方法も選択可能です。但し、現在採用されている方法を変更するには、年度更新 時の掛金台帳の提出にてその旨を申し出ていただいた上で、前年度3月末時点の掛金 が過不足なく精算されていることが前提となります。



● 被共済職員に次の異動があった場合は、異動報告書等の提出とともに、掛金台帳を修正
 し、適正な掛金管理をお願いします。

【新規加入者】があった場合

→ 加入日の属する月から増額

※同じ月に他で納入している場合は、翌月から増額

cf.Q33

- 【退職者】があった場合
- → 退職日の属する月の翌月から減額
- 【配置換え】があった場合
 - → 異動日の属する月の翌月(異動日が1日のときはその月)から、異動前施設では減額、異動後施設では増額
 - ※ 配置換えの際に、掛金額が変更になることがあります。

【基準給与額の変更(定期昇給は除く)】 があった場合

- → 変更日の属する月の翌月(変更日が1日のときはその月)から増額又は減額
- 毎年度6月初旬に、その年度分の「掛金台帳」を各共済契約者(法人)に送付しますが、台帳下段の「前年度」の「差額」欄に数字が表示されている場合は、前年度以前に掛金の過不足があったということになります。速やかに原因を確認し、その後の掛金納入時に精算(調整)してください。
 - ・ 数字の表示が【プラス($\times \times \Pi$)】 $\rightarrow \times \times \Pi \underline{a} \underline{h} \overline{c} \overline{c} \overline{c}$ 。
 - ・ 数字の表示が【マイナス(\triangle ××円)】 \rightarrow ××円<u>不足</u>です。

≪掛金台帳の活用例≫

							職	員打	卦金収	納台輔	、(平)	式** 年	F度)						
契	約者番号	0	001-01		法人名		社会福祉	社会福祉法人 〇〇会		施	設名 〇〇		○國			電話番号		027-***-***	
職員 番号 加入 年月日 性 別 職種		B44.4	£		氏名			本俸月額		基準維	合与額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備妻	
		住	年月日)	格付	本俸	特業手当	計	当年度	前年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PH3 - 5			
004	H 4 .4 .1	男	施設	:長	高I (\$37	高崎 一郎 \$37年1月1日)		400		292,400	千円 294	千円 290 (1,764						
005	H9.4.1	女	事務	員	浅間 榛 (\$52年	↓ 榛名 嶺子 (\$52年11月18日)		500		230,500	230	226	1,380 (920)		\		7/15遇	R.	<u> </u>
007	H 11.7.1	女	指導	員	前 \$424	前橋 花子 \$42年3月21日)		500	27,660	268,160	270	266	1,620 (1,080)		- ` (退職)内は、 手当金分	掛金額 の金額	のうち	
008	H 16.6.1	女	ホーヘル	ム ペー	妙 \$484	妙義 岩子 \$48年12月7日)		,000		155,000	154	150	924 (616)		12/1××	(ホームへ)	記換		
009	H 18.4.1	女	調理	.頁	谷. (\$514	谷川 雪江 \$51年7月24日)		500		182,500	182	174	1,092 (728)						<u> </u>
012	H 20.5.1	女	事務	溳	利 (\$56年	利根 清子 \$56年10月25日)		,000		120,000		118	720 (480))		(b)			
013	H 23.4.1	23.4.1 男 ホーム ヘルパー		坂 (f12年	東 太郎 F2月22日)	130	,000		130,000	130		780 (520)			7 /1 雇用 十 300	形態変更			
		L											8,280						
区分		分	前名	F度		4月			5月		6月			7月		8月	J		9月
Ē	調定額				0			0		0	(c)	3	00	Δ1,	380				
正当額		項 8,280 8,280		80	8,280		(d)	d) 8,580		8,580		7,2							
	差額	Τ	\triangle	1,2	00	1,2	200			0		0			0	7,200	0	Δ	1,3
1	权 納	Τ				9,4	480		8,2	80	8,	280	(e)	8,5	BO ((f) 8,	580		5,8
) J	⊽ – īF		Λ1	2	00	+1.3	200		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0		0			0 +	1 220	۵	Λ	1 3

掛金納入の手順

【はじめに】

「収納」欄には、「×月分の納入額」ではなく「×月に納入した金額」を入力します。
 例えば、4月分の掛金を5月に納入したら「5月」の欄に記入します。また、掛金納入後
 は数字を訂正しないでください。

【準備】

①「掛金集計欄」の欄外に、「収-正」欄を作る。この欄には、「納入額」(「収納」欄の 額)から「正当額」(納めるべき金額)を引いた金額を記録していく。…(a)

【毎月の流れ(通常)】

- ② 漏れなく、正確に異動情報を記録する。…(b)
- ③ ②に基づき、その月の掛金額の増減を「調定額」欄に記入する。…(c)
 ※ 欄は狭いですが、合計ではなく、一人一人の増減を記録することをお勧めします。
- ④ 前月の正当額に③を加え、その月の正当額を出し、「正当額」欄に記入する。…(d)
- ⑤ 「差額」がなければ、「正当額」を実際に納入する月の「収納」欄に記入する。…(e)
- ⑥ 職員分掛金を職員から徴収する。
- ⑦ ⑥に法人分を加えて納入する。 <検算: ⑥+⑦=⑤>
- ⑧ 「収納」-「正当額」を「収-正」欄に記入する。
- 【前月までに過不足が生じた場合】
 - ・ 正当額の把握誤り等で過不足が生じた場合は、「収-正」欄の合計が、
 マイナス ⇒ 不足 / プラス ⇒ 過納
 ・ 調整する月の「差額」欄に、プラス・マイナスを逆にして転記し、その月の正当額に加
 - えた金額を「収納」欄に記入し、掛金を納入する。
 - ※ 「調定額」に誤りがあった場合、調定額や正当額、「収-正」欄は訂正しますが、既に 納めた「収納」欄は、訂正しません。…(f)

≪掛金管理シートの活用例≫ ※シートデータは、県社協のホームページに掲載しています。 エクセルを使っての掛金管理の例

	А	в	с	D	E	F	G	н	1	J	ĸ	L	м	N	0
1		前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2	調定額	-)	0	0	0/	N 300	-1,380	0	0	0	-924	1,200	0	0	
3	正当額	a/8,280	8,280	8,280	8,280	C) 8,580	7,200	7,200	7,200	7,200	6,276	7,476	7,476	7,476	92,124
4	差額	1,200	1,200	0	0,	n 0	0	-1,380	0	0	0	0	0	0	
5	収納	"	9,480	8,280	8,280	C)8,580	8,580	5,820	7,200	7,200	6,276	7,476	7,476	7,476	92,124
6	収−⊾	-1,200	1,200	() ⁰	0	0	> 1,380	-1,380	0	0	0	0	0	0	(f) ⁰
7				(e)											(I)
8	調定額 <i>0</i>	D内訳				()									
9	7/1板東	【月変				(C) 300									
10	7/15浅	間退職					-1,380								
11	12/1妙	義配換									-924				
12	1/1尾瀨	〔加入										1,200			
13															
14															
Х															

掛金納入の手順

【はじめに】

- ・ 入力するのは網掛け部分です。その他の部分は計算式が設定してあります。
- 「収納」欄には、「×月分の納入額」ではなく「×月に納入した金額」を入力します。
 例えば、4月分の掛金を5月に納入したら「5月」の欄に入力します。また、掛金納入後
 は数字を訂正しないでください。

【準備】

- ① 「前年度」の「正当額」欄に、県社協に届け出た掛金台帳の掛金合計額を入力する。 …(a)
- ② 前年度末時点での過不足を把握していれば、「前年度」の「差額」欄に入力する。不足はマイナス、過納はプラス。把握していなければ、6月頃県社協から送付される掛金台帳に記載されている数字を入力する。…(b)

【毎月の流れ】

- ③ 過去の漏れや修正も含め、その時点で把握している異動(加入、退職、配置換え、月額 変更)を漏れなく入力する。…(c)
- ④ 納入月の「差額」欄の金額の内容を確認する。
- ⑤ 「正当額」と「差額(④で確認できた場合)」欄の合計額を、「収納」欄に入力する。 …(d)
- ⑥ その月までの「収−正」の累計額が「0(④で確認ができていなければ確認できていない数字)になっていることを確認する。…(e)
- ① 職員分掛金を職員から徴収する。
- ⑧ ⑦に法人分を加えて納入する。 <検算:⑦+⑧=⑤>
- ※ 異動が漏れなく入力され(正当額が正しく把握され)、掛金も正しく納入されると、年度の最後の掛金納入時には、「収-正」の「計」欄が「0(1月遅れで納入している場合は、3月の正当額と同額)」となります。…(f)